平成２５年（フ）第１３２１０号
東京都足立区青井６丁目25―20―203
債務者　中村　貴之
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２１１号
東京都練馬区大泉学園町７丁目17―13　いずみ寮
債務者　長岡　幹子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２２０号
東京都江東区住吉２丁目６－２
債務者　丸山　　久
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２２９号
東京都昭島市緑町１丁目19―28
債務者　青柳　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２３０号
東京都墨田区立花４丁目８―16―102
債務者　田村　　亮
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２３６号
神奈川県川崎市高津区久地２丁目23―２
債務者　古舘留理子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３２４０号
東京都豊島区上池袋３丁目28―９―206
債務者　佐々木良光
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１４０号
横浜市泉区新橋町1407番地　市営新橋住宅５棟301号
債務者　橋本　正子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４号
さいたま市中央区上落合３丁目10番２―1005号、申立時の住所長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町71番地　エトワール71―101号
債務者　等々力あゆみ
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５１５０号
大阪府吹田市五月が丘南19番10―105号
債務者　上田　成文
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５７１号
大阪府茨木市春日３丁目１番６号　メゾンモアー401号
債務者　福田沙耶花
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０２０号
東京都大田区東糀谷６―９―４―201、住民票上の住所東京都大田区南蒲田１丁目７―30―202
債務者　西嶋　清隆
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０６号
北海道帯広市東12条南４丁目１番地28　春日ハイツサン206号
債務者　武内　正行
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１０２７号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
債務者　青崎　　渉
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５０号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目57番23号　カーサコリーナ高丘201、前住所静岡県浜松市中区高丘北２丁目57番23号　カーサコリーナ高丘202
債務者　鈴木　国広
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係